

令和7年度

八代市議会 議会運営委員会 視察報告書

■視察日程

令和8年1月28日（水）～29日（木）

■視察先

1月28日 午後 愛知県安城市

1月29日 午前 愛知県一宮市

■視察参加者

【委員会】 副委員長 田方 芳信
委 員 大倉 裕一
委 員 北園 武広
委 員 成松由紀夫
委 員 深田 浩介
委 員 村川 清則
委 員 山本 敬晃

【随 行】 市議会事務局書記 荒木 朋美
〃 松崎 広平

■視察先及び目的

1. 愛知県安城市

①『議会運営について』

(調査目的)

全国的に議会 I C T、D X化が進む中、本市議会においてもタブレット端末を導入し、業務の効率化、ペーパーレス化を進めてきている。

本会議において電子表決システムを採用しており、その際の一括採決の仕組みと手法、個別採決の適用区分と調整仕分け、また、その際の留意点について調査。

議場見学や本会議、委員会のライブ配信など、開かれた議会の取組を行っており、他市の独自取組について調査。

タブレット端末へのアプリ導入について、一定の制限を設けており、他市の状況について調査。

以上の項目について状況を調査し、今後の議会運営の効率化などに生かすことを目的とする。

②『陳情書の取扱いについて』

(調査目的)

令和7年3月定例会において、八代市議会陳情書取扱基準を定め運用を行っているが、本市議会の取扱いの適否について確認するため、他市の状況を調査するものである。

③『政務活動費について』

(調査目的)

本市議会において、政務活動費の条例、規則を定めているところだが、政務活動費で賄えるかどうかの判断が必要な案件があるため、他市の状況を調査するものである。

2. 愛知県一宮市

①『議会運営について』

(調査目的)

全国的に議会 I C T、D X化が進む中、本市議会においてもタブレット端末を導入し、業務の効率化、ペーパーレス化を進めている。

本会議において電子表決システムを採用しており、その際の一括採決の仕組みと手法、個別採決の適用区分と調整仕分け、また、その際の留意点について調査。

タブレット端末へのアプリ導入について、本市議会において一定の制限を設けており、他市の状況について調査。また、今後の課題について伺う。

以上の項目について状況を調査し、今後の議会運営の効率化などに生かすことを目的とする。

②『陳情書の取扱いについて』

(調査目的)

令和7年3月定例会において、八代市議会陳情書取扱基準を定め運用を行っているが、本市議会の取扱いの適否について確認するため、他市の状況を調査するものである。

③『政務活動費について』

(調査目的)

本市議会において、政務活動費の条例、規則を定めているところだが、政務活動費で賄えるかどうかの判断が必要な案件があるため、他市の状況を調査するものである。

愛知県 安城市

- 1 視察日 令和8年1月28日(水)
- 2 調査事項 『議会運営について』
『陳情書の取扱いについて』
『政務活動費について』
- 3 事業概要(説明内容)
別紙参照

《主な質疑》

◆議会運営について

Q1：ICT化の効果の中で、効果金額内容で人件費、FAX廃止とあるが具体的な内容はいかがか。

A1：FAXに関しては複合機があるため事業者とのやり取りで使用することはあるが、議員とのやり取りの部分で廃止という意味。連絡や資料の提供などはすべてグループウェア、メールで行っている。人件費に関しては人数減までは至っていない。多様化による業務量的には維持若しくは若干増えている。

Q2：事務局の議事録作成も含めて、AIの活用はいかがか。

A2：事務局は市の執行部も含めグーグルを活用する事はあるが、具体的にこれをグーグルで作成するなどは決めておらず、触りながら検討している段階。議員に関しては、一般質問の質問を、実はAIを活用したとの事例があり、そうだったんだと驚いたことがあった。ここまで進化しているとの証明をしたとの発言があった。

Q3：オンラインでの会議をできるように条例改正されているが、実際に行った事例はいかがか。またオンライン参加した際の出欠扱いは。

A3：実際の会議では使用した実績はないが、年に1回は触れていただく機会を設けている。来年度あたりから議会報告会のオンライン開催を検討してい

る。何度か経験することでトラブル回避を目的と考えている。またオンライン参加は条例上、出席扱いとなる。

Q 4 : 本会議、委員会時のタブレットを忘れた際の対応はいかがか。

A 4 : ここに議員毎のアカウントがあるため、予備機を用意しておりログインすれば同じ状況で使用できる体制を整えている。

Q 5 : ホームページの運用方法は。

A 5 : コンテンツについては事務局で作成し、校正作業については委託業者をお願いしている。

Q 6 : アプリのインストールの運営状況はいかがか。

A 6 : 議員の中の説明責任の中で行っている。一度更新の際に事務局で確認したが、生成AIのようなアプリをインストールしている事象は確認されなかった。

◆電子表決について

Q 1 : すべての表決を一括も含め電子表決システムで行っているが、事前聞き取りが事前審査に抵触しないか。どのような調整を行っているか。

A 1 : 最終日に向けて日程調整をする中で、聞き取る際は日程調整を行う中でわかる範囲で教えてほしいと伝えている。まだ賛否を検討しているような案件に関しては、個別採決で行うこととしている。中身に触れる云々より、日程を分けるために必要な作業との認識で聞き取りを行っているため事前審査ではないと判断している。

Q 2 : 電子表決の際の休憩について、タイムロスはどうか。

A 2 : 電子表決前のシステム立上げの際、各議員のタブレットにパスワードを入力してもらう必要があるため、一回だけ休憩を入れている。仮に、システム接続がうまくいかない場合は少々のロスが出るだろうし、最悪、起立採決に切り替える準備をしている。

Q 3 : 採決が割れる難しい議案も電子表決であるが、そのような中で起立、挙手採決の実例はないか。

A 3 : 事例としてはWi-Fiの環境が途中から悪くなったため起立採決に切り替えたことはある。

◆陳情書の取扱いについて

Q 1 : 市内在住者で持参されたもののみを審査しているとのことであるが、その他の取扱いはいかがか。市民からの意見等はないか。

A 1 : お見込みのとおり。取扱いについて市民からの問い合わせもない。以前は

審査していたが、周辺市を確認してもさらに限定して運用しているところもある。

◆政務活動費について

Q 1 : A I 関係の経費を政務活動として支出している実績はあるか。

A 1 : 今のところ申出はない。資料を作成するための道具であるとの訴えであれば議会の中で、議運で諮っていかなければならないと思っている。

実際有料版を使用している議員もいるが、それは自宅のパソコンに導入しており、個人で支出されている。

【会場風景】



愛知県 一宮市

- 1 視察日 令和8年1月29日（木）
- 2 調査事項 『議会運営について』
『陳情書の取扱いについて』
『政務活動費について』
- 3 事業概要（説明内容）
※別添のとおり

《主な質疑》

◆議会運営について

Q 1 : 議会改革検討協議会とはどのような組織か、またどのような構成か。

A 1 : 議会運営委員会の下部組織としての位置づけ。各会派間の意思を調整し意思統一を諮り、その結果を議会運営委員会に報告する。

協議会の委員を選出するに当たり、3人以上の会派から選出する取り決めとしているが、少数会派からの声もくみ上げるため、オブザーバーとして参加してもらっている。

Q 2 : 簡易採決は異議なしで表決されているが、自治法上も問題はないか。

A 2 : 事前の聞き取りがキーとなってくるところ。協力的な議員が多いことから全員の賛否を確認できている。議長より口頭で諮り、議員側から異議なしの回答をもって表決（可決）としている。地方自治法上に抵触するとは考えていない。

Q 3 : 採決を諮る際、議案番号、議案件名まで議長からの宣言を行っているか。

A 3 : 件名は省略し、議案番号のみ宣言している。

Q 4 : 海外との姉妹交流・友好都市等はあるか。また議会との交流はあっているか。

A 4 : 愛知万博の際、フレンドシップ国として何か国（イタリア、ニュージーランド、キリバス、ベナン、ボスニアヘルツェゴビナ）かあてがわれた。当時、本市において国際交流員として駐在していた女性が、イタリアのトレヴィーゾ出身であったことから、彼女を介してトレヴィーゾとの交流を進めることとなった経緯がある。当初は締結式に議長が出席するなど議会との交流はあったものの、その後の交流について相互で学生の受入れ等があった。現在はコロナ等もあったためしりつぼみの状態。

Q 5 : 本会議や委員会でのタブレット端末の活用についていかがか。

A 5 : 文書を保存する運用（サイドボックス）は行っていない。ラインワークスでの報道発表の通知、委員会の資料送付、連絡手段として使用している。

Q 6 : 今後、サイドボックス等の文書保存ツールを検討するのかもしれないか。

A 6 : タブレット端末の契約期間（議員任期）があるため、更新時に導入の検討をするよう進めている。いかんせん、タブレットを活用したいとの意識が乏しい。いかに触ってもらい実用してもらうよう努めているところ。

Q 7 : タブレット端末の追加アプリインストールの現状（要望）は。

A 7 : 当初からインストールされているソフトで十分賄えているようであり、特段追加の要望はない。プリンターの印刷のためのアプリ追加程度。

◆電子表決について

Q 1 : 賛否の事前確認について、手法、現状を伺いたい。

A 1 : 気を使いながら職員が聞き取りを行っている現状。議員が37名いる中、議員に理解していただいております。賛否を保留の方が現状いない。議員の協力により、議事運営がスムーズに行えている。

Q 2 : 事前審査を訴える方はいないのか。

A 2 : 特段そのような声はない。逆に、職員が聞き取りに行く前に、事務局に届け出てもらえる議員もいる。非常に協力的な印象である。

Q 3 : なぜ反対意見がある場合のみ電子表決システムを採用しているのか。

A 3 : すべてを電子表決システムで賛否を表明してもらおうと、運営上の都合で時間がかかってしまう。全会一致の場合のみ口頭（異議なし）で確認し、時間短縮を図っている。

◆陳情書の取扱いについて

Q 1 : 陳情の取扱いについて、審査していないとのことだが、本会議にもかけないのか。

A 1 : お見込みのとおり本会議にもかけていない。過去においては八代市議会と同様、委員会付託し審査していたが、同様の内容の陳情が複数きたりとあまりにも多く寄せられていた。そのようなことがあり、議員から声が上がって、議会改革検討協議会で話し合われ、陳情書を持参された際は全議員に写しを配布し、それ以外については、議長に預け、内容次第で配布する対応を行っている。

◆政務活動費について

Q 1 : 新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料について具体的に伺いたい。

A 1 : 新聞については、自宅で読む分と政務活動として使われる分として分けており、1紙分は自宅用としての判断をして政務活動費としては非該当。2紙以上は政務活動費として認めている。有料データベース利用料としては今のところ申請される方はいない。

Q 2 : 生成AI等の有料版アプリについての取扱いはいかがか。

A 2 : 今のところ議員からの申請はない状態。インターネットに係る経費は認めていない取扱いにしているが、昨今の現状で行くと手引きを見直す必要があると思われる。

Q 3 : 海外視察での支出ができなくなった経緯はいかがか。

A 3 : 議運で海外視察について当面自粛することとなり、それに倣った形で、その名残が引き継がれている。

【会議風景】



<<各委員所見>>

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【田方芳信】

- ◆視察日：令和8年1月28日（水）
- ◆視察先：愛知県安城市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

議場の電子採決をやるに当たり、事務局が事前に全ての議案についてシステムへの登録設定を行っており入力が必要な項目は日程番号 議題の種類別（議案、同意、諮問等）議案番号、議案名、多数決の種類（普通・特別）結果表示（可決・承認等）の個々の議案ごとに入力が必要。又電子採決については「可」記名と「否」議員ごとの賛否は議場内のモニターに投影されネットでも中継される。

その際にとり議案についての採決も表示される。

10-110-110 議会 ICT化の効果、費用効果の質出結果 222万円
年削減。ランニングコスト 313万円 システム料 タブレットレンタル費など
効果金額 535万円 人件費、印刷製本費、FAX廃止など

今後の課題と対応について

10-110-110 議会 システムの使い勝手の向上、手書き入力などの改善
(遅い、各種入力補助 ツールの採用) 編集画面と閲覧画面の切り替え
の簡素化 (議案の説明が早いと息がつかない)

【MEMO】

定期的なフォローアップ講習の実施

タブレットの基本操作、便利な機能紹介や議員に利便性と

ポータルサイトのバランスの取れた、あくまでも議会の効率化

迅速化、議員活動の充実が狙い。

陳情書の取り扱いについて。

市内在住者が窓口で陳情書を持参して提出した場合のみ

会議の議題となる運用により、市外在住者が窓口で提出した

場合や市内在住者であっても郵送した場合は、一般文書扱い

の陳情書として全議員に写しを配付するのみとする。

会議の議題とはしない。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【田方芳信】

- ◆視察日：令和8年1月29日（木）
- ◆視察先：愛知県一宮市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

議案の採決は、議案の番号順に、全会派一致のものには簡易採決
を行い、反対のあり方は電子による方法を用いて採決しています。

採決時に議案番号順に、全会派一致の議案は一括議題に
あげ、簡易採決を認めています。反対がある議案については

原則1議案ごとに電子採決を認めています。ただし2以上の

議案に反対している議員が同一の場合については該当議案を

一括議題とし電子表決システムを使用して採決しています。

また、除外対象となる議案や人事案件は1議案ごとに採決です。

特別多数議決に該当する議案については、1議案ごとに電子表決を
採決しています。

一括採決と個別採決の適用区分については前述のとおりです。

調整依頼については、事前に議事調査課職員が各会派幹事長及び

1人会派への賛否の聞き取りを実施し、閉会日閉会前の議会運営委員会

にて議事進行予定を配付し採決方法を確認しています。

市各部署からの報道発表資料の提供や会議等の開催通知などは紙資料の提供からタブレット端末へのデータ配信に変更したためペーパーレス化に貢献したと考えます。ただし予算書や議案書については、紙資料を併用しているため完全ペーパーレス化は出来ません。

11代市も決算時期には紙資料を併用している。

タブレット端末の操作に不慣れな方への活用推進について

昨今の物価高によりタブレット更新時に採択額が高騰していること、議会局の指管理しているため、議員個人がタブレット端末へのアプリ導入は不可。

災害時の安否確認。市各部署からの報道発表や会議等の開催通知發送。

電子表決システム 確実に全員が押し終わったあとに議長が確定する。

タブレット端末の有効活用について、タブレット端末の更なる活用(文書管理ソフトの導入等)、デジタルデバイドの解消。

陳情書の取扱いについて、持参については、受付後、写しを全議員に配布。郵送については、受付後、議長預かりとしています。なお、どちらの委員会付託はしていません。

政務活動費について

政務活動費の予算額において「政務活動費

に充てることかできないもの」に「議員活動とその他の按分による事務機器や備品の購入等の経費」を記載しております。

今後の議会ではタブレットがもっとも必要不可欠になる。

議会運営委員会 行政視察所見

議員名【 大 倉 裕 一 】

◆視察日：令和 8年 1月 28日（水）

◆視察先：愛知県安城市

◆調査項目：議会運営について

◆所見

愛知県安城市議会の 1 議会運営、2 陳情書の取り扱い、3 政務活動費について、視察を行った

1 議会運営に関しては、電子表決システムの運用について調査した。

安城市議会では、全議案、電子表決システムを使った採決が基本で、討論採決の前日までに、各議案に対する各会派や議員の意思を事前に徴集する慣例があるとのこと。

賛否が分かれぬ議案については、複数議案まとめて一括して採決を行っておられた。

人事議案については個別に電子表決システムによる採決の運用であった。

次に、開かれた議会の取り組みとして、小学生向けの議会体験講座、議会だよりの表紙は高等学校に依頼、デジタルサイネージで市議会開催をPR

次にタブレット端末へのアプリ導入可否及び基準としては、安城市議会では、インストールは会議その他の議員活動に必要なものと決められており、それぞれの議員の責任の元で判断されるべきとされていた。

2 陳情書の取り扱いについては、市内在住者が窓口を持参した場合のみ、案件として取り扱うが、市外在住者が持参しても取り扱わない運用とされている。

電子表決システムの運用については、せっかくシステムを導入したわけなので、もっと使用機会を増やすべきと思う。

議長の式次第書を工夫して時間短縮を図る事を議会事務局や議長に申し入れたい。

また、陳情書の取り扱いについては、現在、市内在住者の持参の場合のみの取り扱いに変更されたが、市外在住者の方から持参された陳情書も取り扱いの対象としていた頃も、運用上問題となるものはなく、常任委員会判断で対応して良いと考える。

最後に、議会運営委員会の今回の調査内容であれば Web 会議で十分情報を得ることが可能であり、管外視察を検討する時期にきているのではないかと思う。

◆視察日：令和 8年 1月29日（木）

◆視察先：愛知県一宮市

◆調査項目：議会運営について

◆所見

愛知県一宮市議会の 1 議会運営、2 陳情書の取り扱い、3 政務活動費について、視察を行った

1 議会運営に関しては、電子表決システムの運用について調査した。

一宮市議会では、討論採決の前日までに、各議案に対する各会派や議員の意思を事前に徴集する慣例があるとのこと。全会派一致の議案は簡易採決（異議なし）で行い、反対のあるものは電子表決システムを使った採決方法であること。

除斥となる議案や人事議案については個別に電子表決システムによる採決の運用であった。

次にタブレット端末の成果及び運用としては、一宮市議会では、予算書や議案書は紙資料を併用されており、ペーパーレス化はできていない。

アプリのインストールも議会局で一括管理のため導入不可。

2 陳情書の取り扱いについては、同種の陳情案件が多かったため、市内・市外在住者問わず、取り扱わなくなった。

一宮市議会の簡易採決（異議なし）には驚いた。自治法上の問題はないのだろうか？

八代市議会の電子表決システムの運用については、せっかくシステムを導入したわけなので、もっと使用機会を増やすべきと思う。

議長の式次第書を工夫して時間短縮を図る事を議会事務局や議長に申し入れたい。

また、陳情書の取り扱いについては、現在、市内在住者の持参の場合のみの取り扱いに変更されたが、市外在住者の方から持参された陳情書も取り扱いの対象としていた頃も、運用上問題となるものはなく、常任委員会判断で対応して良いと考える。

最後に、議会運営委員会の今回の調査内容であれば Web 会議で十分情報を得ることが可能ではないか、議会運営委員会の管外視察に限っては視察の方法を検討する時期にきているのではないかと思う。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 成松由紀夫 】

- ◆視察日：令和8年1月28日（水）
- ◆視察先：愛知県安城市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

1. 電子表決システムについては、一括採決の仕組みと手法、一括採決、個別採決の適用区分と調整仕分け、一括採決を行うための留意点、に区分し、全ての議案を事前にシステムへの登録・設定を行う必要がある、その為、議員への事前案内が必要となり、グループとしてまとめる設定をシステム内で行っている。

議案の性質をよまえ、個別採決と一括採決とを適宜使い分けており、人事案件は全て個別採決としている。

八代市議会の現状では、この適宜の判断はむしろかといと考える。全て電子表決は驚きである。

2. 開かれた議会の取組として安城市議会独自としては、小学生向けの議会体験講座を開催し、議会だよりの表紙は市内の高校生に作成を依頼している。

3. タブレット端末へのアプリ導入可否及び基準については、特別な限定や確認をせず個々の判断に委ねる。

れている。

。陳情書の取扱いについては、市内在住者が窓口を持参して提出された場合のみ、会議の議題とし、その他郵送等も

含め、全議員に写しを配布し、会議の議題にはしない。

。政務活動費については、市議会の「政務活動費の使途に関する取扱要領」を参考にし、按分の取扱いは

していない。

。ここを学ぶべきは議員の理解度と職員の努力との調整力である。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【成松由紀夫】

- ◆視察日：令和8年1月29日（木）
- ◆視察先：愛知県一宮市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

1. 電子表決システムの一括採決の仕組みと手法については、全会一致のものは簡易採決で行い、賛否が割れ、反対のあるものを電子表決ではかっている。

また、特別な議案や人事案件は、1議案ごとに電子表決で採決している。

・一括採決と個別採決の適用区分と調整仕分けについては、事前の賛否の聞きとりも、議事調査課職員が行い、留意点としてより確実に行うということであるが、おどろきである。

2. タブレット端末の有効活用について、多少のペーパー化に貢献したものの、完全ペーパー化出来ていない。

3. 今後の課題としては、タブレット端末の更なる活用、デジタルデバイドの解消

。陳情書の取扱いについては、市内、市外の取扱いに違いはなく、写しは全議員に配布し、委員会付託はなし。

。こちらで全て電子表決で採決しない理由としてはタイムラグ
の内題があるのでしないことになっている。

。議会事務局職員の事前南支とりに議員が協力的だとい
うことが印象的であり、ハイ代ではかなり楽しいところ
である。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【深田 浩介】

- ◆視察日：令和8年1月28日（水）
- ◆視察先：愛知県安城市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

本視察では、安城市議会における議会運営、特に電子表決システムについて、陳情書の取り扱いの考え方について、本市議会運営の更なる充実及び改善に資することを目的として行政視察を行った。

安城市議会では、本会議における採決の効率化及び議事の透明性向上を目的として、タブレット上のアプリによる電子表決システムを導入している。これにより、議員一人ひとりの賛否が即時に記録・表示され、議事運営の迅速化が図られている。また、採決結果が明確に可視化されることで、議会運営の効率化と情報公開の推進の両面において有効な取組であると考えられる。勿論、このシステムによる採決においては、議会事務局と市議会の会派、及び議員との事前調整が必要になるが、その点においても、お互いの信頼関係の上で、スムーズに運営されていた。タブレットも最新の13インチの大画面で視覚性も操作性も格段に良かった。

陳情書の取扱いに関しては、市内と市外の取扱い、持参と郵送の取扱いなど、一定の取扱基準を設け議会としての公平性及び議事運営の円滑化を図っている。具体的には、陳情書の内容を確認した上で、市内と市外に関しては同じ扱いで、郵送に関しては議員への配付のみを行うなど、議会としての対応方針が明確にされている。また、議会の審査対象とするものと、参考配付とするものの区分を一定の基準に基づき整理している点は、議事運営の効率化及び透明性確保の観点から参考

となる取組である。

安城市議会の取組は、本市議会における議会運営の見直し及び改善を検討する上で有益な示唆を与えるものである。特に、タブレットによる電子表決システムは議会運営の効率化、陳情書の取り扱い基準の明確化による議事運営の円滑化、これらの点については、本市議会においても参考とすべき重要な視点であると考えられる。

今回の行政視察を通じ、安城市議会では、議会の公正性及び透明性を確保するための制度運用が着実に進められていることを確認することができた。特に、陳情書の取り扱いの整理や電子評決システムの適正な運用は、市民から信頼される議会を構築する上で重要な取組である。本市議会においても、今回の視察で得られた知見を踏まえ、議会運営の更なる充実及び制度の適正化に向けた検討を進めていくことが必要である。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【深田 浩介】

- ◆視察日：令和8年1月29日（木）
- ◆視察先：愛知県一宮市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

本視察では、議会運営の効率化を図るため、先進的な取り組みを行っている一宮市議会における議会運営の実態を調査し、本市議会運営の改善に資することを目的として視察を実施した。

一宮市議会では、本会議においてボタンによる電子表決システムを導入しており、議員の賛否を迅速かつ正確に集計できる体制が整備されている。議案の採決は、全会派一致のものは簡易採決で行い、反対のあるものは電子による方法を用いて採決している。採決時に、議案番号順で、全会派一致の議案は一括して議題にあげ簡易採決で諮り、反対がある議案に対しては、原則1議案ごとに電子表決で諮られている。ただし、2つ以上の議案に反対している議員が同一の場合については、該当議案を一括議題とし、電子表決システムを使用して採決している。調整仕分けについては、事前に、議事調査課職員が各会派幹事長及び1人会派への賛否の聞き取りを実施し、閉会日開会前の議会運営委員会にて議事進行予定を配布し、採決方法を確認している。この一括採決を行うためにも、事前の聞き取りを確実にしているとの事である。事前の調整が大変ではあるが、議事運営の効率化が実現されている。議会のデジタル化を進めるうえで参考となる取り組みであると認識した。

陳情書の取り扱いについては一定の基準を設け、議会運営の円滑化と公平性の確保に努めている。具体的には、提出された陳情については市内と市外の取扱いの

区別はせず、持参については、受付後、写しを全議員に配布。郵送については、受付後、議長預かりとしている。なお、どちらとも委員会付託はせず、議会運営委員会の下部組織にて検討しているなど、適切な手続きが整理されている点が特徴であった。議会の負担軽減と市民からの意見反映の両立が図られていると感じた。

政務活動費については、支出基準や使途の明確化、報告書の公開など、透明性の確保に重点を置いた運用がなされていた。議会に対する信頼確保の観点からも、適正な運用と情報公開の徹底が重要であると感じた。

今回の視察を通じ、一宮市議会における議会運営の工夫や制度運用の整理は、本市議会の今後の議会改革や運営改善を検討する上で大いに参考となるものであった。特に、議会運営の効率化、陳情書の適正な取り扱い、そして政務活動費の透明性確保は、いずれも市民から信頼される議会づくりに直結する重要な要素である。今後、本市議会においても、今回の視察で得られた知見を踏まえ、実情に応じた制度の検討および運用改善に努めていく必要があると考える。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名 【村川 清則】

視察日：令和8年1月28日（水）

視察先：愛知県安城市

調査項目：議会運営について、陳情書の取り扱いについて、政務活動費について

安城市議会ではタブレット導入に向け、平成27年にICT推進プロジェクトチームをメンバー6名で立ち上げ、翌年2月にペーパーレス会議を試行、3月定例会より導入している。愛知県内では最初の取り組みであったそうである。以前は一人当たりのペーパー数は約1万枚に上っていたが、70%ほどの削減になっているようで、費用対効果は年222万円と算出している。議員もスケジュール管理・掲示板や、個々の議員活動に使用しており、おおむね好評のようである。またオンラインでの会議開催であるが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に検討を進め、委員会をオンラインでできるように条例改正を行っている。しかし、一度行政視察の報告会を試験的にそれにより行ったことはあるが、委員会自体のオンライン会議開催はまだ行っていないそうである。

また貸与端末へのアプリのダウンロードは、会議その他の議員活動に必要なものに限定するとのみ定め、それ以上の限定や確認はしていない。性善説の上に成り立っているということである。

安城市議会では、すべての議案に対し電子採決システムにより採決しているが、本市のように備え付けのボタン方式ではなく、タブレットによるもので、その開発には市議会が全面協力しているそうである。これは導入コスト低減のためだそうだが、ボタン方式とどちらが時間短縮になるのか気になるところである。

以前より、事前に全会派・全議員に聞き取りを行い、賛否が分かれぬ議案が連続する場合は複数の議案を一括して採決していたのでそれを踏襲、議案の性質をふまえて個別採決と一括採決を適宜使い分けている。人事案件は個別採決である。本市においても本会議の時間短縮のために一考する必要があるのではないかと考える。

開かれた議会への取り組みとして、小学生向けの議会体験講座を開催している。また一企業の市内に設置してあるデジタルサイネージで定例会開催のPRを行っている。

陳情書の取り扱いについては、市内在住者が窓口で持参して提出した場合のみ議題となる運用としていて、市外在住者が窓口で提出した場合や、市内在住者であっても郵送の場合には全議員に映しを配布するのみとし、会議の議題とすることはしないそうである。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【村川 清則】

視察日：令和8年1月29日（木）

視察先：愛知県一宮市

調査項目：議会運営について、陳情書の取り扱いについて、政務活動費について

一宮市議会では、事前に議事調査課職員が各会派幹事長及び一人会派への賛否の聞き取りを実施し、先例により議案の採決は全会派一致のものは簡易採決（ご異議ございませんか。異議なしと認めそのように決しました。）で行い、賛否が分かれる議案は電子を用いた採決を行っている。また除斥対象となる議案や人事案件は1議案ごとに電子表決で採決している。電子表決システム自体は問題ないが、過去に一度、賛否の入力が何名か済んでなかったのに議長が確定・進行してしまったために、棄権扱いになってしまったことがあったそうであるが、確認は確実にしなければならないのは当然のことである。簡易採決の場合も議案番号のみの読み上げであるとのことで、かなりの時間短縮になっているものと考えるが、議員にしてみれば自らの賛否を確実にチェックしておく必要がある。

令和9年4月に改選が行われるのでそのタイミングでタブレットを更新し、Side Booksの導入などを検討したいとのことであったが、最近の物価高により契約額が高騰していることが悩みとのことである。

市各部局からの資料の提供や会議等の開催通知などは紙資料からタブレット端末へのデータ配信に変更したためペーパーレス化に貢献したといえるが、予算書や議案書は紙資料を併用しているので完全ではないとのことであった。

陳情書の取り扱いについてであるが、市内と市外の取り扱いについては特に違いはなく、持参については受付後、写しを全議員に配布、郵送については受付後、議長預かりとしている。どちらも委員会付託はしていない。つまり審査をしていないとのことであった。

政務活動費は年60万円を、会派ごとではなく個人口座へ支給している。尚、議員活動とその他との按分による事務機器や備品の購入はできない。マイク・スピーカーなども市民目線ということを鑑み不可としている。

今回の議会運営委員会行政視察は、これからの八代市の議会運営上たいへん参考になる有意義な研修になった。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 山本 敬晃 】

- ◆視察日：令和8年1月28日（水）
- ◆視察先：愛知県安城市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

安城市は約 19 万人の人口規模であり、議会は八代市と同数の 28 名の議員で構成されている。2014 年（平成 26 年）に「安城市議会基本条例」が制定されており、まだ八代市では議会基本条例が制定されていないので、制定に向けた検討をすべきであると考えます。

常任委員会は「総務企画」「健康福祉」「市民文教」「産業建設」の 4 委員会（各定数 7 名）が設置され、特別委員会は「未来型スマートまちづくり」や「少子化対策」などが設置されている。

安城市議会では、議会改革の一環として ICT の活用を積極的に進めており、その中核的な取り組みの一つとして「電子採決システム」を導入している。2015 年（平成 27 年）に「議会 ICT 推進基本計画」を策定し、段階的に ICT 化を進め、2016 年（平成 28 年）2 月に全議員へタブレット端末を配布し、ペーパーレス会議の試行を開始、2018 年（平成 30 年）9 月定例会より、タブレット端末を利用した電子採決システムの本格運用を開始した。電子採決システムは、議員が手元のタブレット端末を操作することで、議案に対する賛否を表明する仕組みであり、採決の際、議員はタブレット画面に表示される「賛成」「反対」のボタンを選択することで実施される。投票結果は即座に集計され、議場内に設置された大型モニターに投影される。モニターには、議案ごとの賛成・反対の総数だけでなく、どの議員がどのよう

な意思表示をしたかがリアルタイムで表示される。

電子採決システムの導入には、採決の迅速化と正確性の向上、議会の「見える化」と透明性の確保、記録の効率的な管理という目的があった。従来の「起立採決」では、議長や事務局職員が起立者の数を目視で確認・集計していたが、電子システムにより瞬時に正確な集計が可能となった。また、大型モニターに各議員の賛否が即座に表示されることで、傍聴者やインターネット中継の視聴者にとっても、誰がどの議案に賛成・反対したのかが一目で分かるようになり、議会の透明性が飛躍的に向上した。さらに、採決結果はデジタルデータとして保存されるため、会議録の作成やウェブサイトでの結果公表が迅速かつ正確に行えるようになった。

安城市議会では電子採決以外にも、以下のような ICT 活用を組み合わせ、議会運営の効率化を図っている。ペーパーレス会議として、議案書や資料をデジタル化し、印刷コストの削減と情報の検索性を向上させた。また、グループウェアの活用として、議員間のスケジュール共有や連絡の迅速化させた。さらに、ライブ配信の拡充として、本会議だけでなく委員会の中継も行い、市民への情報公開を徹底している。安城市議会の電子採決システムは、単なる事務効率化のツールに留まらず、市民に対する説明責任を果たすための「開かれた議会」を象徴するシステムとなっている。

次に、安城市議会の請願・陳情の取扱いについてであるが、安城市議会の特徴として、陳情であってもその内容が請願に適合すると判断された場合は、請願と同様に委員会での審査対象となる。ただし、安城市民以外からの陳情や、郵送によるもの、市の権限に属さない事項などは、原則として正式な陳情としては受理されず、

議員への資料配布に留まるとのことであった。審査の過程では、提出者が希望し委員会が認めた場合に、直接意見を述べる「意見陳述制度」が設けられている。採択された請願・陳情は、市長などの執行機関に送付され、その処理経過や結果について議会への報告が求められる。また、国や県への要望が必要な事項については、議会として「意見書」を提出するなどの措置が講じられるとのことである。

最後に、政務活動費については、交付額は議員 1 人あたり年額 360,000 円と八代市と同額であり、交付対象は会派（2 名以上）または無会派議員である。主な用途としては、調査研究費、研修費、広報広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成・購入費、人件費、交通通信費などであり、AI などの使用料については、今のところ問い合わせはないが、資料作成費として検討する余地がありそうとのことであった。八代市においても、議員から AI の導入の意見が寄せられているので、検討を進めていくべきであると考えます。

会派有志の会 研修所見

委員名【 山本 敬晃 】

- ◆視察日：令和8年1月29日（木）
- ◆視察先：愛知県一宮市
- ◆調査項目：議会運営について、陳情書の取扱いについて、政務活動費について

愛知県一宮市議会は、人口約38万人を擁する中核市であり、38名の議員で構成されている。議会の運営は「一宮市議会基本条例」を最高規範としており、そこには「開かれた議会」の実現と市民福祉の向上が基本理念として掲げられている。まだ議会基本条例が制定されていない八代市でも早急に検討し制定すべきである。

議会の組織は、4つの常任委員会（総務、福祉健康、経済教育、建設水道）と議会運営委員会で構成されている。また、一宮市議会の大きな特徴として、昭和30年代という極めて早い時期から「一問一答方式」による一般質問を導入しており、理事者との対面形式で活発な議論が行われる伝統があるとのことである。

一宮市議会は、全国的にもICT活用に積極的な議会として知られている。その象徴的な取り組みが、平成30年（2018年）から導入された「押しボタン式投票による電子表決システム」である。従来の起立採決では、傍聴者やモニター視聴者が個々の議員の賛否を瞬時に把握することは困難だったが、このシステムの導入により、賛成は白色、反対は青色として議場内の大型モニターにリアルタイムで表示されるようになった。これにより、採決の透明性が飛躍的に向上し、議員一人ひとりの判断が市民に対して明確に示される「見える化」が実現した。電子表決以外の簡易採決では「異議なし」で認められる採決となり、また、議長も議案番号を読み上げるだけなので、短時間での採決が可能となっている。これらの採決方法を採用

するには各議員での事前の確認が必要であるが、どの議員も協力的であり、スムーズな議会運営がなされているようである。

さらに、令和5年(2023年)9月からは全議員へのタブレット端末の貸与が開始され、これにより、膨大な紙資料の削減(ペーパーレス化)が進むとともに、議案資料の迅速な共有や、委員会審査における資料検索の効率化が図られている。タブレット端末の有効利用は、単なるコスト削減に留まらず、災害時における情報共有や、迅速な意思決定を支えるインフラとしての役割も期待されているとのことである。

次に請願・陳情の取扱いにおいてであるが、全議員への写しの配付を原則としており、郵送分は議長判断によるとのことであった。特筆すべきは、平成29年(2017年)から導入された「請願者の意見陳述制度」である。これは、請願者が所管の委員会に出席し、自ら請願の趣旨を説明するとともに、委員からの質疑に直接答えることができる制度である。書面だけでは伝わりにくい市民の切実な声を直接議会に届けることができるこの制度は、市民参加型の議会運営を象徴するものと言える。

議員の調査研究活動を支える「政務活動費」については、一宮市議会では極めて厳格かつ透明性の高い運用を行っており、議員1人あたり月額5万円(年額60万円)が交付されるが、その用途は「一宮市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、調査研究、研修、広報、広聴などの市政発展に資する活動に限定されている。透明性を確保するための取り組みとして、一宮市議会では平成19年から「個人支給方式」を採用しており、収支報告書には1円以上のすべての支出について領収

書等の根拠書類の添付が義務付けられている。これらの報告書は市議会のウェブサイトで全面的に公開されており、市民がいつでも用途を確認できる体制が整っている。また、慶弔費や飲食費、政党活動費などへの充当は一切禁止されており、不適切な支出を防ぐための厳格なチェック体制が機能している。

一宮市議会では議会改革にあたり、議会改革検討協議会を議会運営委員会の下部組織として立ち上げて進めてきたそうである。八代市議会においても、早急にこのようなかたちで議会改革の議論を進めていくべきであると考えます。